

2016 年 3 月 22 日 全 8 頁

消費者契約法を強化する改正案、国会提出

2016 年 3 月、国会に提出された消費者契約法改正法案の概略

金融調査部 主任研究員
堀内勇世

[要約]

- 2016 年 3 月 4 日、「消費者契約法の一部を改正する法律案」が国会に提出された。
- これは、2015 年 12 月の「消費者契約法専門調査会報告書」において、「速やかに法改正を行うべき内容を含む論点」として掲げられていた事項につき、法改正を行おうとするものである。
- 改正内容には、過量な内容の消費者契約に対する消費者の取消権の追加、取消権の行使期間の延長、消費者の解除権を放棄させる条項の無効に関する規定の新設などが含まれている。

1. 改正案の国会提出

消費者契約法とは、例えば、消費者を保護するため、①事業者が消費者契約について勧誘をするに際して、一定の不当な行為をした場合に消費者に取消権を付与したり、②消費者契約において使用された、一定の不当な条項については無効であるとしたりしている法律である。

消費者保護に一層役立てようと、消費者契約法の改正作業が進められている。

2015 年（平成 27 年）8 月 7 日に、消費者委員会の消費者契約法専門調査会が「中間取りまとめ」をまとめ、更なる検討を行い、2015 年 12 月 25 日には、「消費者契約法専門調査会報告書」（以下、報告書）をまとめた（注 1）（注 2）。

（注 1）中間取りまとめ、報告書については、消費者委員会の以下のウェブサイト参照。

<http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/other/meeting5/index.html>

（注 2）中間取りまとめ、報告書については、以下のレポートも参照。

- ・「消費者契約法改正に向けた『中間取りまとめ』」（2015年9月16日、堀内勇世）

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20150916_010126.html

- ・「消費者契約法改正に向けた『報告書』」（2016年1月25日、堀内勇世）

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20160125_010558.html

この報告書の報告を受けた消費者委員会は、2016年（平成28年）1月7日、「答申書」^{（注3）}とともに、内閣総理大臣に提出した。

（注3） 答申書については、消費者委員会の以下のウェブサイト参照。

<http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2016/index.html>

報告書や答申書を受けて、2016年3月4日、「消費者契約法の一部を改正する法律案」（以下、改正案）^{（注4）}が国会に提出された。

（注4） 改正案は、消費者庁の以下のウェブサイト参照。

<http://www.caa.go.jp/soshiki/houan/>

このあたりの動向を表にすれば、以下の通りである。

2015. 8. 7	消費者委員会・消費者契約法専門調査会が「中間取りまとめ」をまとめた。
2015. 12. 25	消費者委員会・消費者契約法専門調査会が「消費者契約法専門調査会報告書」をまとめた。
2016. 1. 7	消費者委員会本会議に、「消費者契約法専門調査会報告書」が報告される。
同日	消費者委員会より、内閣総理大臣に「答申書」を提出。
2016. 3. 4	「消費者契約法の一部を改正する法律案」の国会提出。

改正案は、大まかに言って、報告書で「速やかに法改正を行うべき内容を含む論点」として掲げられていた事項につき、法改正を行おうとするものである。

2. 改正案の概略

ここでは改正案の概略を紹介する。以下の（1）～（9）のタイトルのカギカッコ部分は、「消費者契約法の一部を改正する法律案要綱」（以下、要綱）^{（注5）}との関係をわかりやすくするため

に、その要綱内で使われているタイトルを引用したものである。

(注 5) 要綱は、注 4 のウェブサイト参照。

また、改正案にしたがい改正された後の消費者契約法を「改正後の消費者契約法」と、改正前の消費者契約法を「現行の消費者契約法」と呼ぶこととする。

(1)「過量な内容の消費者契約の取消し」の追加

報告書 (5～6 ページ) では、事業者が、消費者に対して、過量契約に当たること及び消費者に過量契約の締結を必要とする特別の事情がないことを知りながら勧誘して、契約を締結させたような場合に、取消を認める規定を、新たに設けるとしている。

そこで、改正案では、過量な内容の消費者契約を取り消せるように改正としている。新たな取消権を定める改正ともいえる。

この改正に関連する改正後の消費者契約法 4 条 4 項前段には、次のようにある。なお下線とその前の「_A」～「_C」の記号は、説明の都合上、筆者が付けたものである。

消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの分量、回数又は期間（以下この項において「分量等」という。）が当該消費者にとっての通常分量等（_A消費者契約の目的となるものの内容及び取引条件並びに事業者がその締結について勧誘をする際の消費者の生活の状況及びこれについての当該消費者の認識に照らして当該消費者契約の目的となるものの分量等として通常想定される分量等をいう。以下この項において同じ。）を著しく超えるものであることを_B知っていた場合において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを_C取り消すことができる。

「通常分量等（…『_A』の下線部などを省略…）を著しく超えるものであること」が、いわゆる過量であることを指し示す部分と言える。

「取り消すことができる」（_Cの下線部）の主語は、この取消権は消費者保護のために定められようとしているので、「消費者」であろう。また、「知っていた」（_Bの下線部）の主語は、この改正に関連して報告書 5 ページに、「事業者が、消費者に対して、過量契約に当たること及び当該消費者に当該過量契約の締結を必要とする特別の事情がないことを知りながら、当該過量契約の締結について勧誘し、それによって当該過量契約を締結させたことを要件とすれば」とあることも考慮すれば、「事業者」だと思われる（注 6）。

(注 6) 前記の報告書 5 ページの「当該消費者に当該過量契約の締結を必要とする特別の事情がないことを知りながら」は、改正後の消費者契約法 4 条 4 項前段のどこで読み込まれるのだろうか。後記の注 7 の第 2 段落のような考え方が肯定されるならば、そこで考慮されているといえるのかもしれない。

「A」の下線部は、その直前の「通常の分量等」の定義となる。この部分は少々わかりにくい。最終的には（今後出されるであろう）消費者庁の担当官の解説などによるべきであろうが、現段階で筆者が考えているところを示せば以下の通りである。まず、少し図式化すれば以下のようになりそう。

①消費者契約の目的となるものの内容	} に照らして 当該消費者契約の目的となるものの分量等として 通常想定される分量等
②取引条件	
③事業者がその締結について勧誘をする際の消費者の生活の状況	
④これについての当該消費者の認識	

①～④を顧慮して、「通常想定される分量等」か、どうかを判断することになるのだろう。①～③は客観的な事情と言えるのに対して、④は当該消費者の主観的な事情ということになるであろう^(注7)。

(注7) ④については「これ」とは何を指すのかも検討しなければならないだろう。位置関係から、③の「消費者の生活の状況」を指す可能性が一番高そうに思われる。もし仮にそうだとしたら、④には具体的にどのような場合が含まれるのだろうか。

もしかしたら、普通であれば過量な契約とも言えそうではあるが、当該消費者にはその契約を結ぶべき特別の理由（特別の事情）があり、かつ当該消費者がその特別な理由の存在を認識しているような場合が、④に含まれるのだろうか。

また、改正後の消費者契約法4条4項後段には、次のようにある。

事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、消費者が既に当該消費者契約の目的となるものと同種のものを目的とする消費者契約（以下この項において「同種契約」という。）を締結し、当該同種契約の目的となるものの分量等と当該消費者契約の目的となるものの分量等とを合算した分量等が当該消費者にとっての通常の分量等を著しく超えるものであることを知っていた場合において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときも、同様とする。

これは例えば、事業者「甲」が消費者に商品を買ってもらおうべく契約した際に、その消費者が少し前に同じ商品を他の事業者「乙」からも購入しており、乙からに加えて甲からも購入するといわゆる過量であること（通常の分量等を著しく超えるものであること）を甲が認識している場合、甲からの購入（の契約）をその消費者は取り消せるとするものである。

(2)「重要事項の範囲」の見直し

現行の消費者契約法4条1項1号の不実告知による取消しは、「重要事項」についてされた場合にのみ認めている。そして、「重要事項」は、同条4項で消費者契約の目的となるものの「内容」及び「取引条件」であって、「消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」とであると規定している。しかし、当該契約の締結を必要とする事情について不実告知を受けた結果、消費者が必要のない契約を締結したという被害なども発生しており、報告書(4ページ)では、不実告知による取消しに限り、重要事項に「消費者が当該消費者契約の締結を必要とする事情に関する事項」を追加して列挙することとしている。

これを受けて改正案では、重要事項の範囲の見直しが図られている。まず重要事項に関する条項が、改正後の消費者契約法では4条5項となっている。その上で、いわゆる「消費者が当該消費者契約の締結を必要とする事情に関する事項」が、「前二号に掲げるもののほか、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情」^(注8)という形で、不実告知につき重要事項として追加されている(改正後の消費者契約法4条5項柱書、同項3号)。なお、現行の消費者契約法4条1項1号の不実告知による取消しは、改正後の消費者契約法でもそのままである。

(注8)「前二号に掲げるもの」とは、重要事項のうち、消費者契約の目的となるものの「内容」及び「取引条件」に関するものを指している(改正後の消費者契約法の4条5項1号・2号参照)。これらは、改正前の「現行の消費者契約法(4条4項1号・2号)」と実質的に同じものである。

(3)「取消権を行使した消費者の返還義務」

改正案では、消費者契約に基づく債務の履行として給付を受けた消費者が、消費者契約法の規定により当該消費者契約を取り消した場合であって、給付を受けた当時取り消すことができるものであることを知らなかったときは、当該消費者の返還義務の範囲を現存利益^(注9)に限定する旨の規定を設けるとしている(改正後の消費者契約法6条の2)。

(注9) 現存利益での返還とは、取得したすべての利益から、費消、滅失毀損した分を差し引いて、現に利益を受ける限度で返還すること。

これは、2015年3月31日に第189回国会に提出され、現在の第190回国会に引き継がれた「民法の一部を改正する法律案」^(注10)、いわゆる債権法の改正法案への対応である。現行の民法の下ではこのような消費者契約法の改正は必要ないのだが、債権法が改正された場合、消費者保護上望ましくない状況になると考えられたため、前記の改正が行われようとしている^(注11)。

(注10)「民法の一部を改正する法律案」については、以下のレポートも参照。

- ・「民法改正法案、国会に提出される」（2015 年 4 月 3 日、堀内勇世）

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20150403_009621.html

（注 11）詳しくは、報告書の 7 ページ参照。そこには「消費者契約法の規定により意思表示が取り消された場合の消費者の返還義務について、現行法の下では、一般に、民法第 703 条が適用され、給付の時に取消原因があることを知らなかった場合には、消費者は現存利益の範囲で返還義務を負うことになると考えられる。これに対し、新民法第 121 条の 2 の下では、消費者契約法の規定により意思表示が取り消された場合、双方の当事者が原則として原状回復義務を負うことになる。しかしながら、消費者が原状回復義務を負うとすると、例えば消費者が受領した商品を費消してしまった場合、事業者の不当勧誘行為を理由に意思表示を取り消したにもかかわらず、費消した分の客観的価値を返還しなければならないことになり、その分の代金を支払ったのと同じ結果になってしまう。これでは、不当勧誘行為による『給付の押付け』や『やり得』を認めることにもなりかねない。」とある。なお、新民法とは、いわゆる債権法の改正法案による改正後の民法のことである。

そのため、消費者契約法のこの改正部分（改正後の消費者契約法 6 条の 2）の施行日については、特別な定めがなされている。いわゆる債権法の改正法案が成立した後のその施行日から、消費者契約法のこの改正部分は施行されるとしている（改正案附則 1 条）。

（4）「取消権の行使期間」の延長

消費者契約法に基づく取消権の行使期間について、現行の消費者契約法では、「追認をすることができる時から 6 ヶ月」（短期の行使期間）、または、「消費者契約の締結の時から 5 年」（長期の行使期間）となっている。

改正案では、このうち、短期の行使期間を 1 年に延長するとしている（改正後の消費者契約法 7 条 1 項）。

（5）「事業者の損害賠償の責任を免除する条項」に関する見直し

消費者契約法は一定の不当な条項を無効としている。現行の消費者契約法には、具体的な条項を無効とする規定として同法 8 条及び 9 条が設けられているほか、これらに規定するものの以外の条項が無効となる場合についての包括的な要件を定めた同法 10 条が設けられている。

改正案は、この一定の不当な条項を無効とする制度につき改正するとしている。大きく 3 つの改正点がある。この (5) と、以下の (6) と (7) である。

まず、この (5) では、『事業者の損害賠償の責任を免除する条項』に関する見直し」を取り上げる。

現行の消費者契約法 8 条 1 項 3 号・4 号は、当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する「民法の規定による」責任の全部又は一部を免除する条項について規律している。しかし、報告書 (7 ページ) では、「法人の代表者による不法行為責任の規定が、消費者契約法の立法当時は民法に設けられていたものの、その後の民法改正により他の法律に規定されるようになったこと等を踏まえると、規律の対象を『民法の規定による』不法行為責任に限定すべきではない」としている。

これを受けて、改正案では、「民法の規定による」という文言を削除している（改正後の消費者契約法 8 条 1 項 3 号・4 号）。

(6) 「消費者の解除権を放棄させる条項の無効」に関する規定の新設

現行の消費者契約法 10 条は、一定の不当な条項を無効とする制度において受け皿規定としての機能を果たしている。しかし、この 10 条の要件は抽象的であるため、契約当事者の予見可能性を高め、紛争を予防する等の観点から、具体的な条項を無効とする規定を新たに追加すべきであると、報告書 (8 ページ) はしている。

そこで、改正案は、消費者の解除権を放棄させる条項を無効とする規定を新設している（改正後の消費者契約法 8 条の 2）。

(7) 「第十条の例示」の追加

報告書 (8～10 ページ) では、現行の消費者契約法 10 条には、「民法、商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」とあるが、この前段要件（波線の部分）はわかりづらいので例示を条文の中に追加するとしている。

これを受け、改正案では、「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項」という文言を例示として追加した上で、形を整えるとしている（改正後の消費者契約法 10 条）。

(8) 「その他」の改正

現行の消費者契約法は、適格消費者団体の差止請求^(注12)についても規定している。改正案では、この適格消費者団体の差止請求の対象となる行為の追加等、必要と考えられる規定の整備を行うとしている（改正後の消費者契約法 12 条参照）。

（注 12）適格消費者団体の差止請求については、消費者庁のパンフレット（http://www.caa.go.jp/planning/pdf/2014syohisha_pamph.pdf）を参照。なおこれは 2014 年度版（平成 26 年度版）である。

(9) 施行日

改正案が成立した場合、原則として、公布の日から起算して 1 年を経過した日から施行するとされている（改正案附則 1 条）。